

cnaris-MSP サービス規約

AR アドバンステクノロジー株式会社（以下「当社」という）は、「cnaris-MSP サービス利用規約」（以下「本利用規約」という）を定め、本利用規約に基づき「cnaris-MSP サービス」（以下「本サービス」という）を提供する。本利用規約は本サービスをご利用になるすべてのお客様（以下「契約者」という）に適用されるものとする。

第1条 （本サービス）

1. 当社は、本利用規約、個別契約及び本サービスを契約時に提示する cnaris-MSP サービス仕様書（以下「本仕様書」という）に基づいて提供するものとする。
2. 本サービスの利用に関連して当社が指定する外部サービスを利用することにつき、契約者は同意し、当該外部サービスの利用規約その他の条件を順守するものとする。なお、外部サービスの利用について当社は一切の責任を負わないものとする。
3. 本サービスに関連して弊社が指定するパブリッククラウド環境以外へのサービス提供に必要な機材、設備、その他備品などは契約者が負担するものとする。

第2条 （本サービス利用契約の申込等）

1. 本サービスの利用を希望する契約者は、本利用規約に同意のうえ以下いずれかの方法で申込を行うものとする。
 - ① 当社所定の利用申込書に必要情報を記入し申込
 - ② 当社所定のオンラインフォームからの利用申込
2. 当社にて必要審査・手続きを経て、当社が利用申込を承諾した時点で、本利用規約は、契約者との本サービスの利用に関する基本的な取引条件を定めた契約としてその法的効力を生ずるものとする。ただし、確認のための資料の提出が必要と当社が判断した場合は、契約者は当社が指定する資料を提出するものとする。
3. 本サービスの申込は、本利用規約を締結する権限を有する者が行わなければならないが、本利用規約を締結する正当な権限を有しない者による申込があった場合の申込および契約は無効とする。ただし、当社が申込および契約が無効であることが判明するまでの間、当社が提供した本サービスの対価は、当社の必要審査・手続きに過失がない限り、申込の名義人に対し、請求することができるものとする。
4. 当社は本サービスの利用申込を承諾しない場合があり、この場合には当社は契約者に

対しその旨を通知する。

5. 契約者が申込内容の変更を希望する場合は当社所定の利用申込書に変更内容を提出することにより変更を申込みものとする。

第3条 (定義)

本利用規約で用いる用語の定義は次の各号に定める。

- ① 「システムマネジメント」とは、契約者の指定するコンテナ、サーバ、ウェブサイト (FQDN) およびそれらに関連するものに対する以下の各業務をいう。
 - 1) 下記2) を遂行するために必要となるソフトウェア等の準備、インストールおよび設定 (以下「初期設定」という)
 - 2) 監視・運用 (以下「監視・運用」という)
 - 3) 上記1)、2) に関連して行うコンサルティング・支援
- ② 「サーバ等構築」とは、システムマネジメントの対象となるコンテナ、サーバおよびそれらに関連するもの自体の構築または移行作業をいう。
- ③ 「運用代行 (上記①および②以外の委託業務)」とは、システムマネジメントおよびサーバ等構築以外のシステムの設定など、別途契約者から委託を受け、個別契約にて内容を定める業務をいう。

第4条 (適用の範囲)

本利用規約に定める条項及び本仕様書は、契約者当社間において本利用規約とともに締結され、または本利用規約の有効期間中に契約者が当社に委託する個別の本サービス (以下「個別業務」という) について、契約者と当社との間で締結される業務委託個別契約 (以下「個別契約」といい、個別契約の締結に際して作成された契約書を「個別契約書」という) に共通に適用される。ただし、個別契約において本利用規約の条項又は本仕様書の記載事項の一部の適用を排除し、または本利用規約の条項又は本仕様書の記載事項と異なる事項を定めたときは、個別契約の規定を優先し、本利用規約又は本仕様書とする。ただし、本利用規約第11条 (不適合等)、第19条 (秘密保持)、第20条 (損害賠償) および第26条 (合意管轄) の各規定はその適用を排除することはできない。

第5条 (個別契約の内容)

契約者および当社は、個別業務について、個別契約書、注文書その他の書面にて合意することによって、本利用規約及び本仕様書に定めのない以下の取引条件等を協議の上定めるものとする。

- ① システムマネジメントの内容
 - 1) 監視・運用の対象となるコンテナ、サーバおよび/またはウェブサイト等
 - 2) 具体的な作業の内容
 - 3) 業務委託料
- ② サーバ等構築の内容

- 1) 構築するコンテナ、サーバ等の内容
- 2) 業務委託料
- ③ その他個別業務の遂行に必要な事項

第6条（個別契約の成立）

1. 個別契約は、個別契約書による個別契約の締結または契約者が注文書（当社の見積書を引用したものを含む）を当社に交付し（Webでの注文を含む）、当社がこれを承諾することにより成立する。ただし、契約者による注文書の交付後15営業日を超えて当社が契約者の注文書を承諾しなかった場合、当該注文書は、承諾されなかったものとみなす。
2. 契約者および当社は、別途協議・合意の上、サーバ等構築または運用代行の追加、当社提供プランの変更等、個別契約の内容を変更することができる。この場合、契約者および当社は、合意した変更内容に応じて、業務委託料および委託期間を変更するものとし、当該変更した内容については、別途書面により定めるものとする。

第7条（諸費用）

契約者からの要望等により、第9条所定の業務実施場所以外で遂行する業務に関してやむを得ず必要となった移動交通費や宿泊代、備品購入等については都度当社から契約者に請求する。また、契約者の指示により当社より各種機器、別サービスの手配が必要な場合の費用は、契約者が負担する。

第8条（業務の履行、停止）

1. 当社は、善良なる管理者の注意をもって個別業務を履行するものとする。なお、当社は、本利用規約、個別契約及び本仕様書に従って本業務を遂行する限り、善良な管理者としての注意を尽くしたものとみなされるものとする。
2. 当社は、契約者の要請に応じて、個別業務の進捗に関する定期または不定期の報告を行うものとする。
3. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、個別業務を遂行している当社が管理する区域において、入室および写真撮影できないものとする。
4. 当社は、以下のいずれかの場合、契約者へ事前の通知を行うことなく（事後報告にて）、個別業務の提供を停止することがある。
 - ① 個別業務を構成するシステムの緊急保守を行うとき
 - ② 上記①のシステムに過度な負荷がかかったと当社が合理的に判断するとき
 - ③ 第三者による妨害等、上記以外の事態により、当社が個別業務または上記①のシステムを停止する必要があると合理的に判断するとき

第9条（業務対応時間および業務実施場所）

当社は、システムマネジメントにおける初期設定およびサーバ等構築は、下記休日を除く、下記営業時間内に、原則当社事業所内、当社の再委託子会社、再委託事業者の事業所内もしくは当社が許可した作業場所にて実施する。ただし、緊急の場合または契約者と当社の間で合意した場合、当社は、下記営業時間外で対応する。この場合、契約者と当社の間で事前協議し、当社は、別途見積の上、追加料金を請求する。

- ① 休日：土日祝日および当社が休日と定める日（年末年始等）
- ② 営業時間：月曜日から金曜日の9時30分から17時30分

なお、システムマネジメントにおける初期設定とサーバ等構築以外の業務については、個別契約で定める時間に、原則当社事業所内、当社の再委託子会社、再委託事業者の事業所内もしくは当社が許可した作業場所にて実施する。

第10条（サーバ等構築の検収）

1. 当社は、サーバ等構築が完了した場合、速やかに契約者に対し、その旨を通知（以下「作業完了通知」という）する。
2. 契約者は、作業完了通知を受領した場合、契約者と当社の間で協議の上で別途定める検査基準および検査方法により、直ちに当該サーバ等構築を検査するものとする。
3. 前項に基づく検査の結果、当該サーバ等構築が検査基準を満たす場合、契約者は、当社に対し、速やかに当該検査が完了した旨を通知するものとする。かかる通知を当社が受領したことをもって、契約者による当該サーバ等構築の検収が完了したものとみなす。
4. 第2項に基づく検査の結果、当該サーバ等構築が検査基準を満たさなかった場合、契約者は、当社に対し、速やかに当該サーバ等構築の修正方針を通知するものとする。この場合、契約者と当社の間で協議の上で、当該サーバ等構築の完了のために必要な作業、協力を行う。
5. 当社から契約者に対する作業完了通知の送付後5営業日以内または契約者当社間で別途合意する日までに、当社が契約者から第3項または第4項の通知を受領しなかった場合、当該期間の経過をもって、契約者による当該サーバ等構築の検収が完了したものとみなす。
6. 運用代行で検収を要する業務については、第1項から第5項までの規定に準じて検収を行うものとする。

第11条（不適合等）

1. 前条所定の検収完了後12か月以内に当社に通知されたサーバ等構築または検収を要する運用代行に係る納品物の不適合（なお、不適合とは、納品物が個別契約又は本仕様書に定められた種類、数量、内容、性能または品質に適合しないことをいう。）で、かつ当社の責めに帰すべき事由によって生じた同納品物の不適合に限り、当社は、速

やかに無償で、当該不適合の訂正、その他の修補を行う。

2. 契約者は、前項所定の不適合に基づく当社の責めに帰すべき事由により被った損害に限り、契約者より当社に支払われた当該業務に係る業務委託料の1か月分の代金を上限として、当社に賠償を請求することができる。

第12条（業務委託料および支払方法）

1. 当社は、システムマネジメントに関し、個別契約で特に別の支払方法について定めた場合を除き、
 - ① 初期設定については、監視・運用開始日の属する月の末日を締日とし、
 - ② 監視・運用については、監視・運用開始日以降、毎月末日を締日として、当該月の業務委託料（以下「請求額」という）を算出し、締日後速やかに、算出した請求額を記載した請求書を契約者に発行する。当社から契約者への請求書の発行後、契約者は、当社の指定する銀行口座に、締め日が属する月の翌月末日（当該日が銀行休業日の場合は、その前営業日）までに請求額の全額を振り込む方法で支払うものとする。なお、当該支払いに要する費用は、契約者の負担とする。
2. サーバ等構築および運用代行に係る費用については、第10条に基づく検収が完了した日または別途契約者当社間で定める日の属する月の業務委託料に含めるものとする。
3. 当社の前二項に基づく請求にもかかわらず、支払期日より15日を経過しても第1項の指定銀行口座による契約者の入金を確認できなかったときは、当社は、個別業務の提供を中止することができる。

第13条（システムマネジメントの委託期間と個別業務の中途解約）

1. 個別契約で特に別の委託期間を定めた場合を除き、システムマネジメントの委託期間は、監視・運用開始日から3か月が経過する日の属する月の末日までとする。
2. 前項の委託期間の満了日の1か月前までに、契約者または当社より当該個別契約の全部または一部を解約（減台およびプランの変更を含む。以下本条において同じ）する旨の通知がない場合は、当該個別契約は、同一条件で委託期間満了日の翌日からさらに1か月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 契約者は、委託期間中において、個別契約の全部または一部を解約する場合、本条第1項および第2項所定の委託期間満了日までに契約者が当社に支払うべき金額（既払分を除く）を解約金として当社に支払うものとする。
4. 個別契約に定めるサーバ等構築業務または運用代行の全部または一部を解約する場合は、第10条所定の契約者の検収の完了の有無を問わず、契約者は、当該サーバ等構築または運用代行に係る業務委託料の全額を解約金（当社が当該業務の一部を遂行している場合には、その限度において業務委託料として受領するものとし、その余を解約金とする。）として当社に支払うものとする。

第14条（再委託）

1. 当社は、個別業務の全部または一部を、第三者（以下「再委託事業者」という）に再委託することができる。
2. 当社は、前項に基づき個別業務の全部または一部を再委託事業者に再委託する場合、再委託事業者に対し本利用規約および個別契約に定める当社の義務と同一の義務を課すものとする。

第15条（資料等の提供および管理）

1. 契約者は、当社に対し、個別業務を遂行する上で必要となる技術資料、業務資料等および契約者が管理または独自に保有するシステム等の設備、開発環境、各種資料その他の管理物（以下総じて「貸与品」という）を適宜無償で貸与または提供する。
2. 当社は、前項の貸与品につき、善良な管理者の注意をもって取り扱い、かつ保管するものとし、個別業務以外の目的に使用してはならない。
3. 当社は、契約者が第1項に定める貸与物の貸与または提供を怠ったことにより、個別業務の遂行を行うことができなかつた場合には、契約者に損害等が生じた場合であっても、何らの責任も負わないものとする。

第16条（知的財産権）

1. 個別業務において納品物がある場合の当該納品物（以下「納品物」という）の著作権は、著作権法第27条（翻訳権・翻案権等）および同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定められた権利を含め、本利用規約第12条所定の業務委託料の支払と引換に当社から契約者へ移転する。ただし、当社または第三者が従前から保有していた著作権その他の権利は除く。
2. 当社は、納品物について著作権者人格権を行使しない。
3. 納品物に、当社または第三者が権利を有する特許権または実用新案権にかかる発明、考案等を含める場合は、事前に当社から契約者へ申出を行い、当該発明、考案等の使用または利用の対価を契約者当社間で協議の上定めるものとする。

第17条（第三者の権利侵害）

1. 当社は、個別業務の実施に当たり第三者の権利を侵害しないように留意するものとする。
2. 納品物が第三者の知的財産権を侵害することを理由として何らかの請求・異議等が申し立てられ、若しくは訴訟が提起された場合には、契約者は直ちに当社へ連絡するとともに、対応について協議するものとする。

第18条（使用者責任）

当社は、個別業務を担当する当社の従業員の品位の保持に努めるとともに、使用者として

法律に規定されたすべての義務を負う。

第19条（秘密保持）

1. 契約者および当社は、本利用規約および個別契約に基づいて相手方から開示、提供されたアイデア、ノウハウ、技術情報および営業情報その他の情報のうち次の各号の何れかに該当するもの（以下「秘密情報」という）について善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、これらを本利用規約遂行のためにのみ使用する。なお、本利用規約の当事者のうち、秘密情報を開示した者または開示する立場にある者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受けた者または受ける立場にある者を「受領者」という。
 - ① 開示者が、受領者に対して開示した技術、開発、製品、営業計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む情報のうち、適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により、秘密である旨が明示された一切の情報。
 - ② 開示者が、受領者に対し、口頭、通信もしくは視覚的に開示した情報であって、開示の際、開示者から秘密である旨を告げられた情報。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - ① 開示を受けた際、既に受領者自ら所有し、または第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手していたもの
 - ② 開示を受けた際、既に公知であったもの
 - ③ 開示を受けた後、受領者の責めに帰し得ない事由により公知となったもの
 - ④ 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - ⑤ 開示を受けた後、秘密情報によることなく、独自に開発したもの
3. 契約者および当社は、本利用規約および個別契約を履行するにあたり自己ならびに自己の子会社の役員および従業員（以下「グループ役職員」という）のうち、秘密情報を知る合理的必要性のあるグループ役職員以外の者に秘密情報を開示、漏洩または提供しないものとする。
4. 契約者および当社は、開示者から要請のあった場合には、すみやかに当該他方当事者から提供を受けた秘密情報を返還または廃棄する。
5. 契約者当社間で秘密情報の保持に関する契約が別途有効に存在している場合、契約者および当社は、秘密情報の管理については当該別途契約を優先して適用する。

第20条（損害賠償）

1. 契約者および当社は、本利用規約および個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
2. 本利用規約および個別契約における損害賠償の累計総額は、債務不履行、不適合、

不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号の金額を上限とする。

- ① 個別業務中、システムマネジメントの遂行において発生した損害については、契約者が当社に支払ったシステムマネジメントの月額対価の1か月分を限度とする。ただし、契約者または当社が本条に基づく損害賠償の請求を行う場合は、損害が発生した日から6か月以内に、請求金額および請求の根拠を記載した書面を相手方に通知することにより行わなければならないものとする。
- ② 個別業務中、サーバ等構築または運用代行の遂行において発生した損害については、契約者が当社に支払った当該業務の業務委託料を限度とする。
- ③ 前二号以外の事由によって生じた損害については、契約者が当社に支払った業務委託料直近1か月分を限度とする。

3. 第1項の損害が契約者または当社の故意または重過失に起因する場合は、前項の損害賠償金額の上限を適用しない。

第21条（本利用規約の期間）

1. 本利用規約の有効期間は、第22条（解除）に基づき本利用規約が解除・解約されない限り、本利用規約頭書記載の「本利用規約の効力発生日」から1年が経過する日の属する月の末日までとする。ただし、有効期間終了日の1か月前までに、契約者または当社より次回の契約を更新しない旨の通知がない場合は、本利用規約は同一条件で期間満了の翌日からさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項による本利用規約の終了時に効力を有する個別契約については、当該個別契約が終了するまで、本利用規約の定めが有効に存続するものとする。

第22条（解除）

1. 契約者または当社が以下の各号のうち1つ以上に該当した場合、相手方は、少なくとも15日間の猶予期間を設けて文書により催告する。前記催告にもかかわらず是正されなかった場合、相手方は、本利用規約および個別契約の一部または全部を解除することができる。
 - ① 一方の当事者が正当な理由なく本利用規約または個別契約の履行を怠ったとき。
 - ② 一方の当事者が本利用規約または個別契約の条項に違反したとき。

ただし、債務不履行が当該契約および取引通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2. 契約者または当社が以下の各号のうち1つ以上に該当した場合、相手方は、何らの通知・催告等を要せず直ちに本利用規約および個別契約の一部または全部を解除することができる。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し差押えを受けた場合、または保全差押えを受けた場合
- ② 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
- ③ 破産、解散、清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特定調停その他倒産手続開始の申し立てがあった場合
- ④ 前三号に準じるところの、経済的信用が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があった場合
- ⑤ グループ組織再編を除く、合併、会社分割または営業の全部もしくはその重要な一部を第三者に譲渡し、且つ財産状態が悪化した場合
- ⑥ その他本利用規約および個別契約を継続し難いと認められる相当の事由がある場合

3. 本利用規約および個別契約の解除は、本利用規約第20条所定の損害賠償の請求を妨げるものではない。

第23条（不可抗力）

いずれの当事者も、金銭債務の履行を除き、相手方に対し、自己の合理的な支配が及ばない事由（以下「不可抗力」という）による本利用規約に基づく自己の義務の不履行または履行遅滞について、責任を負わない。不可抗力には、天災、政府または政府機関の行為、法律、規制または命令の遵守、火災、暴風雨、洪水、伝染病・感染症もしくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない。）、反乱、革命もしくは暴動、またはストライキもしくはロックアウトの他停電、大規模システム障害、複数の者に影響を及ぼす同時多発障害を含むが、これらに限定されない。

第24条（反社会的勢力に関する表明および確約）

1. 契約者および当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 本利用規約の他の規定に拘わらず、契約者および当社は、前項の規定違反が認められた場合には、何らの催告を要しないで相手方に通知することにより、本利用規約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとし、当該相手方に損害が生じても、これを賠償しないものとする。

第25条（譲渡の禁止）

契約者は、当社の事前の書面承諾なしには、第三者に本利用規約および個別契約に基づく権利を譲渡、移転、転貸または担保提供し、または本利用規約および個別契約に基づく義務を引き受けさせることはできないものとする。

第26条（合意管轄）

本利用規約および個別契約について紛議が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第27条（残存条項）

本利用規約が終了した場合であっても、第11条（不適合等）、第15条（資料等の提供および管理）2項・3項、第16条（知的財産権）、第17条2項（第三者の権利侵害）、第19条（秘密保持）、第20条（損害賠償）、第22条（解除）3項、第23条（不可抗力）、第25条（譲渡の禁止）、第26条（合意管轄）および本条は、本利用規約終了後も適用されるべき事由がある限り有効に存続する（但し、第19条の秘密保持義務は、本利用規約終了後3年間とする）ものとする。

第28条（協議事項）

本利用規約および個別契約に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、契約者と当社の間で誠意をもって協議をし、円満な解決を図るものとする。

2023年8月1日制定

2025年3月31日改訂